

第39回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成18年1月17日(火) 13:30~16:00

2. 開催場所：日本電気協会4階B・C会議室

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 関根(東京理科大学)

【委員】 野本(元東京大学)

高橋(電力中央研究所)

飛田(東京都地域婦人団体連盟)

國生(中央大学)

堀川(元大阪大学)

林(東京電力)

渡辺(関西電力 森本代理)

鈴木(中部電力 越智代理)

小石川(電気事業連合会)

奥村(電気設備学会)

近藤(日本電機工業会)

村岡(電気学会)

高山(日本電線工業会)

山口(火力原子力発電技術協会)

山口(発電設備技術検査協会 黒田代理)

深山(電気保安協会全国連絡会議)

武田(水門鉄管協会)

【委任状提出】秋山(元東京大学)

横倉(武蔵大学)

藤重(電力土木技術協会)

田中(日本鉄鋼協会)

【欠席】 正田(東京理科大学)

今永(火力原子力発電技術機構)

井上(日本電設工業協会)

【参加】 成瀬, 結城, 山崎(原子力安全・保安院 電力安全課), 竹野

【説明者】 [火力専門部会] 堂々原, 桑原(関西電力), 椎橋(三菱重工),

佐藤(日本電気協会)

[系統連系専門部会] 平井(東京電力), 太木本, 大庭(日本電気協会)

[個別施設設備専門部会] 渡辺(丸茂電機), 下川, 内野(電気設備学会)

【委員会幹事】 蝦田(日本電気協会)

【事務局】 浅井, 白川, 池田, 氏家, 古川, 佐野(日本電気協会)

4. 配布資料：

- 資料 No .1 第 38 回 日本電気技術規格委員会議事要録案(＊)
- 資料 No .2-1 火力専門部会(日電協 17 技基第498号 H17 年 11 月 18 日付) 発電用火力設備の技術基準の解釈に係る改正要望の審議のお願いについて(＊)
- 資料 No .2-2 「発電用火力設備の技術基準の解釈に係る改正要望」について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等について
- 資料 No .3-1 系統連系専門部会(日電協 17 技基第 505 号 H17 年 11 月 28 日付) 「分散型電源系統連系技術指針(JEAG9701)」に対する日本電気技術規格委員会における審議及び承認のお願いについて(＊)
- 資料 No .3-2 「分散型電源系統連系技術指針」の制定について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等について
- 資料 No .3-3 「分散型電源系統連系技術指針」の説明資料
- 資料 No .4-1 個別施設設備専門部会(平成17年 10 月1日付) 仮設舞台電気設備指針に関する規格の制定審議, 承認のお願いについて(＊)
- 資料 No .4-2 「演出空間仮設電気設備指針」の制定について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等について
- 資料 No .4-3 「演出空間仮設電気設備指針」の補足説明資料
- 資料 No .5 パブリックコメント「火力設備の技術基準の解釈改正要請及び民間自主規格の制定審議について」(経済産業公報 平成 17 年 12 月 5 日 掲載)(＊)
- 資料 No .6 平成 16 年, 17 年度に国へ要請した案件及び平成 15 年度以前の案件で継続検討になっている案件の状況
- 資料 No .7 今後の JESC 審議スケジュール
- 参考資料-1/2 火力専門部会 説明資料

* 印は, 委員に事前配布した資料を示す。

5. 議事要旨：

5-1. 委員出席数の確認

委員長の指示により委員会幹事が、出席者の確認を行い、定足数を充足している旨、報告をした。その結果、委員長により委員会の成立が確認された。

現委員総数：26名

委員会出席者：21名(委任状4名を含む。定足数の2/3(17名)以上)

(注：委員会出席数の確認後、1名の委員が出席され、22名の出席者となった。)

5-2. 朝田先生の御逝去に伴う黙禱

委員長から、昨年11月23日に委員会委員である朝田先生が心筋梗塞で御逝去されたことが報告され、1分間の黙禱を行った。

5-3. オブザーバー参加者の確認

(1) 電力安全課 成瀬課長他3名の参加者について、規約14条に従い確認された。また、竹野氏の参加が委員会幹事から報告され、参加が承認された。

(2) 電力安全課 成瀬課長から以下の挨拶があった。

専門部会での審議結果が、JESC 委員会で審議されるが、結論だけでなく、専門部会での審議のプロセスをもう少し良く見ていただきたいと考えており、JESC での審議資料を充実してもらうよう事務局にお願いしている。審議の過程でのプロセスを良く見て頂くことで、透明性の向上に役立つと考える。

5-3. 第39回本委員会資料の確認

事務局から、資料の確認を行った。

5-4. 前回第38回本委員会の議事要録(案)の確認 (資料No.1)

(1) 委員長から 前回議事要録(案)について事務局に説明の指示があり、委員会幹事から、前回議事要録(案)を事前送付し、確認をお願いしたが、コメント等の連絡は無かったことを報告した。

(2) 委員長から承認の確認があり、特に異議は無く承認された。

5-5. 発電用火力設備の技術基準の解釈についての平成 17 年度改正要請について (資料 No.2-1, 2-3, 参考-1)

事務局より、火力専門部会から「発電用火力設備の技術基準の解釈に係る改正要望案の審議のお願いについて」で火技解釈の改正要望の評価・承認依頼があったことを報告し、専門部会の審議プロセス、技術会議での議論、その後の関係団体からの意見、パブリックコメントの受け付け及び専門部会と兼務されている委員会委員について、資料 No.2-1, 2-3 に基づいて報告した。

その後、火力専門部会より提案内容について説明した。また、技術会議での質疑及びその後に送付されたコメントの回答も合わせて説明した。

審議の結果、本件は国に提案することが承認された。委員長から結城班長の御意見及び JIS への連絡の 2 点を踏まえて進めるようにコメントがあった。以下に質疑を示す。

(Q; 質問, A; 回答, C; コメント 以下同じ。)

Q1; 炭素量の減少によりマンガン量を増加させる場合、炭素量の基準点およびマンガン量の基準点はどこか？

A1; 炭素量は 0.35% を、マンガン量は 1.05% を基準とする。

C2; 計算が分かり難いので「炭素量は 0.35% から…マンガン量は 1.05% から…」と説明を追記したらどうか？

A2; 検討する。

Q3; 規格の約束では問題ないが、炭素量の上限を下げる方がすっきりするのではないか？

A3; JIS との整合性の問題があるのでこのままにしたい。

C4; 実情は 0.35% の炭素量はありえないとのことなので、JIS を現状にあった規格すべきである。時代と共に規定と実際が相違してきたのであれば、JIS に改定を提案してはどうか。

C5; 事務局で JIS にコンタクトを取ってこの内容を連絡すること。(委員長)

Q6; JISB3201 は何時発行されたのか？

A6; 1988 年である。

また、電安課結城班長から以下の発言があった。

平成 13,15,16 年度の改正要望は、平成 17 年 12 月の改正に反映をした。ご協力いただき感謝申し上げます。また、今回の改正に際しては、METI 内部の審査で色々なコメントがあり、当初予定から発行が遅れた。特に他の法令、規格との整合性を取るといった理由だけでは不十分で、火技省令に適合しているのかといった内容の確認が必要である。また、ASME の規格に合致と言っても ASME は米国の民間規格であり火技解釈の根拠にはならない。こういった実状を踏まえ、今回の提案については、追加の説明が必要となると考えている。必要なものは、「…については、…の説明が必要」と依頼を行うことになると考えている。

5-6. 分散型電源系統連系技術指針の改定について（資料 No.3-1,3-2,3-3）

事務局より、系統連系専門部会から「分散型電源系統連系技術指針(JEAG970 1)に対する日本電気技術規格委員会における審議及び承認のお願いについて」にて民間規程の評価・承認依頼があったことを報告し、専門部会の審議プロセス、技術会議での議論、その後の関係団体からの意見、パブリックコメントの受け付け及び専門部会と兼務されている委員会委員について、資料 No.3-1,3-2 に基づいて報告した。尚、「分散型電源系統連系技術指針」は、「系統連系規程」に名称変更したことを説明した。

その後、系統連系専門部会より提案内容について資料 No.3-3 に基づいて説明した。また、技術会議での質疑及びその後に送付されたコメントの回答も合わせて説明した。

審議の結果、本件は承認された。以下に質疑を示す。

(Q;質問,A;回答,C;コメント 以下同じ。)

C1; ページ「第2章2節-33」で、発電機の故障時の系統保護として過電圧リレーを設置することとしているが、どういう事象にて電圧が上昇することがあるのか？

A1; 例えば AVR が故障した場合等に電圧が上昇することが考えられる。

C2; この規程には、分散型電源の参入障壁になるような記載はないのか？

A2; 従前のガイドラインを踏襲したものであり、技術要件を変更しているものではない。委員のメンバーには電力会社だけではなく、発電設備設置者側の方、及び学識経験者の方が参加されており、多方面の方からの意見を聞いている。また、系統アクセスに関わる中立機関ルールとも整合が図られたものである。したがって、参入障壁となるような記載はないと考えている。

C3; 公営電気事業経営者会議、日本ガス協会、新日本石油が発電設備設置者側の対象か。

A3; それらの方々が発電設備設置者側の委員として専門部会に入っている。

C4; 「故障」と「事故」のように用語を統一したとのことだが、電気学会の用語の定義等は確認したのか？

A4; 確認する。

5-7. 演出空間仮設電気設備指針の策定について(資料 No.4-1,4-2,4-3)

事務局より、個別施設設備専門部会から「仮設舞台電気設備指針に関する規格の制定審議、承認のお願いについて」で民間規程の評価・承認依頼があったことを報告し、専門部会の審議プロセス、技術会議での議論、その後の関係団体からの意見、パブリックコメントの受け付け及び専門部会と兼務されている委員会委員について、資料 No.4-1,4-2 に基づいて報告した。

その後、個別施設設備専門部会より提案内容について資料 No.4-3 で説明した。また、技術会議での質疑及びその後を送付されたコメントの回答も合わせて説明した。

審議の結果、本件は承認された。以下に質疑を示す。

C1; 設備指針案の中で呼んでいる名称が、法律の改正に伴い変更になっているので、最新の名称に変更すべきである。また、ページ 3-6 の移動用発電機の取り扱いについて、保安院より解釈が改正されたので手直しすること。

A1; 確認して必要な訂正を編集上の修正として行う。

Q2; 仮設の場合、常設の機器とは異なる管理をする場合がある。例えば、移動用変圧器の精度の確保はどうするのか？

A2; 移動用変圧器は、ほとんどの場合リースとなるので、リース会社が法規に従い管理している。

Q3; リースされるものが多いのか？電気用品としての安全性の確保はどうしているのか？

A3; 稼働率の低い機器は、ほとんどリースであり、頻繁に使用するものだけを施工者は保管している。使用者は電気機器についての知識を有し、電気用品安全法に適合したマークを使用するよう注意を規定に記載している。

C4; 仮設の特質から指針策定は良いことと思うが、最近の公演は、過激になっているので、安全上、好ましくない演出については、禁止することはできないか？

A4; 今回の設備指針案は、使用する電気に係る部分の安全について規定するものであり、公演全体の安全については、消防法、建築基準法等の中で許可されることになる。今回、電気に係る部分のルールを決めることにより安全性は向上すると考える。

Q5; 第9章、10章の施工、メンテナンスに責任者の規程があるが、電気設備の責任者はいるのか？

A5; 電気関係の総括責任者は、この中では規定していない。第9章、第10章の責任者とは、個々の機器の責任者を意味する。公演全体の電気設備を統括する人については、今後の検討課題と考えている。

6. 報告・連絡事項

6-1. JESC 承認案件の METI 検討状況 (H18.1.17)

事務局より、資料 No.6 で平成 13 年の溶技解釈の改正要望、平成 15、16 年度の火技解釈の改正要望は、電安課の火力班の御努力により昨年末に改正され、NISA 文書で発行されたことを報告した。

また、今年度の電技の改正要望は、現在電安課と調整中であり、6 件の内 3 件

については、ほぼ調整が終了し、3件が継続中であることを報告した。

6-2. JESC 規格「蒸気タービン規程」の発行について

昨年6月にご承認いただいた「発電用蒸気タービン規程」は、平成15,16年度の火技改正要望を先取りした形で作成したが、昨年12月に火技解釈が改正されたので、確認を行った。その結果、表現が一部修正されていたため、「発電用蒸気タービン規程」も表現を火技解釈に合わせて発行することを、事務局より委員長に確認した旨、報告した。

6-3. 平成17年度の今後のJESCの審議予定について（資料No.7）

事務局より、2月3月のJESC委員会の開催予定について、資料No.7で説明した。

6-4. 資料の電子データの送付について

一部の委員から、資料について電子化できないかとの問い合わせがあった。事務局では、資料の保管について電子化を行っているので御要求のある委員には保管用電子データを送付できることを説明した。

堀川委員より、委員会終了後の資料の電子化ではなく、事前送付の資料について電子化できれば有用とのコメントがあった。

電子化データを御希望の委員は、事務局に連絡いただくことにした。

以上